

碑文でわかったインド古代史（二）

定 方 晟

私は1997年に「碑文でわかったインド古代史」という題で二ヶ所で講演をおこなった。第一回は4月19日に北海道印度哲学仏教学会で、第二回は7月9日に駒澤大学の仏教学部仏教学会春季講演会においてである。両所から講演を原稿にせよという通知がきた。私は自分の不注意で北海道の講演は原稿にしなくてもよいと思いこんでいたので慌てた。同じ原稿を両方に送るわけにはいかない。窮余の策として、私はつぎのようにすることを考え、両所から許可を得た。

講演は三つのテーマから成っている。

- (一) ヴィクラマ紀元の起源
- (二) カニシカはウエーマ・カドフィセスの子である
- (三) 仏教寺院のデーヴァダーシー

北海道への原稿には(一)(二)を完全な形で書き、(三)を要約の形で書く。駒澤への原稿には(一)(二)を要約の形で書き、(三)を完全な形で書く。これは重複を避けるためであるが、その際、講演の内容を、一方において削るというよりは、一方において増やすという形にして重複の回避に努める。私の講演の全貌は両方の学会誌によって得られることになる。

(一) ヴィ克拉マ紀元の起源

現在インドでは多くの暦に三種の紀元が併記されている。キリスト紀元、サカ紀元、ヴィ克拉マ紀元である。インド人の認識によると、この三つの紀元のうち前二者は外人勢力に由来し、ヴィ克拉マ紀元はインドの政権に由来する。

ところが、現代の学問はヴィ克拉マ紀元も外国の政権に由来することを明らかにした。インド人のプライドは傷つくであろう。以下、この事実が知られる

にいたったいきさつを述べよう。

ヴィクラマ紀元の由来についてジャイナ教の伝説『カーラカ師物語』につぎのように述べられている。（Brown, W.N.: *The Story of Karaka*, Washington, 1933）

マーラヴァの都ウッジャイニー（現マディヤプラデーシュ州のウッジャイン）にガルダビラという王がいた。この都にジャイナ教の高僧カーラカ師とその妹の尼僧サラスヴァティーがいた。王はサラスヴァティーの美貌に惹かれ、彼女をさらって自分のハーレムに連れこんだ。

カーラカは彼女を救出するため「サカ族の岸」(sagakūla)——インダス河の西岸であろう——から百人ほどのサーヒ（sāhi, サカ族の王）たち連れてきて、ガルダビラの都を征服させた。

サーヒたちの支配は長くは続かなかった。というのはインド人の王ヴィクラマーディティヤ（Vikramāditya）が現われて、かれらを制圧したからである。この勝利を記念してヴィ克拉マ紀元が始まった。

やがて新しいサカが登場し、ウッジャイニーはふたたびサカ族の支配下に入った。このときサカ紀元が始まった。ヴィ克拉マ紀元の開始から135年たったときだった。

ヴィ克拉マ紀元の開始年はキリスト紀元との対照から西暦前58年であることがわかっている。そのころヴィクラマーディティヤなる王が存在したことを見出す証拠は文献的にも考古学的にも存在しない。しかし、インド人はヴィ克拉マ紀元がインド人の王によって始められたことを疑ったことはなかった。

20世紀初頭、イギリスの学者マーシャルがパキスタン北部のタフティバーイー仏教遺跡から出土したとされる一碑文を世に紹介した。それにはつぎのような日付が記されていた。

「大王グドゥヴァラの第26年、第103年、ヴェーシャカ月、第1日に」

グドゥヴァラ（Guduvhara）の名は古銭でも知られていた。名の表記にはいくつかのヴァリアントがあるが、以下、この王を呼ぶのに、古銭のギリシャ

式の表記である「ゴンドファレス」を用いよう。

ゴンドファレスはインドに侵入したパルティア系の王でタクシラ（パキスタン北部にある）を支配したとされる。この王はキリスト教の伝説『聖トマス物語』に登場する。（聖書外典偽典 第7巻・新約外典II, 教文館, 1976所収）

イエスの死後、その弟子トマスがインドの王グンダフォロス（Gundafros）の許にやってきた。かれはもと建築士だったので、王の宮殿を作るために招かれたのだが、かれのほうはキリスト教を布教するつもりでやってきた。

グンダフォロス王はトマスに大金を渡し、それで立派な宮殿を造るように命じた。トマスはその金を貧しい人々に施してしまった。しばらくしてグンダフォロスはトマスに宮殿造営の進捗状況を尋ねた。トマスが「もうできました」というので、王が見ようとすると、トマスは「それは地上にはありません。天国にあります。あなたは生きているあいだはその宮殿を見るることはできません」といったので、王は激怒した。そしてトマスを処刑しようとしていたとき、王の弟のガドが急死した。王の一族が悲嘆にくれていると、ガドが息を吹き返した。ガドがいうには、「兄さん、私はいま天国へ行って、そこから帰ってきました。天国にはトマスがいうとおり兄さんのための立派な宮殿が立っていました」といった。グンダフォロスはそれを聞いて大いに喜び、キリスト教徒になった。

西洋の学者たちは考古学で知られるゴンドファレスとこの物語のグンダフォロスが同一人物であることを認めた。この同定は古代インドの未知の紀元を探求する手がかりを与えた。上掲の碑文の日付に「大王グドゥヴァラの第26年、第103年」とある。「大王グドゥヴァラの第26年」と「第103年」は同じ年を表わしている。前者はその年が「グドゥヴァラの統治年の第26年」であることを意味し、後者は「ある紀元の第103年」であることを示す。

グドゥヴァラ王はトマスと交渉を持ったのだから、西暦35年ごろには王位にあったことがわかる。というのは、西暦はイエスの誕生の年に始まり、イエスは30才位で死に、トマスはイエスの死後まもなくインドへ赴いたからである。この西暦35年が碑文の「ある紀元の第103年」にほぼ相当するとすれば、「ある

紀元」が始まったのは西暦前68年ということになり、ヴィクラマ紀元の開始時期（西暦前58年）にかなり近いことになる。しかし、この紀元がどのような事情のもとに始まったかは依然として謎であった。

1914年、イギリスの学者マーシャルがタクシラのダルマラージカーブ寺跡から碑文を発見し、そこに記された日付をつぎのように読んだ。（Konow, do. p. 77による）

sa 1 100 20 10 4 1 1 aya aṣadasa masasa divase 10 4 1
「アゼス第136年、アーシャーダ月、第15日」

マーシャルは aya をサカ族の王アゼスをさすと見たわけだが、コノウが異義を唱えた。アゼスの名が何の称号も伴わずに登場するのはおかしい。aya はサンスクリット語 ādya（「初めの」）の俗語形とるべきである。この ādya は後続の aṣadasa masasa につなげて、「初めのアーシャーダ月」と読むべきである。「初めのアーシャーダ月」は「第二のアーシャーダ月」に対する表現である。当時のインドでは太陰太陽暦が用いられていたが、太陰太陽暦では数年ごとに余計な1月（閏月）を挿入せねばならない。そのとき同じ名の月が二つ並ぶが、両者を区別するために「初めの」「第二の」という形容句が必要になる。この年はたまたま閏月が置かれた年であったろう、と。

数年後、マーシャルはタクシラのカラワーン寺跡から新しい碑文を発見したが、そこにはつぎのような日付が記されていた。

samvatsare 1 100 20 10 4 ajasa śravaṇasa masasa divase treviše 20 1 1
1
「アゼスの第134年、シュラヴァナ月、第23日に」

aja が先の aya と同じであることに問題はなかった。コノウはこの碑文の出現によって先の自説を撤回した。なぜなら、この aja も ādya であるなら、閏月が頻繁に登場しすぎるからである。

こうしてアゼス紀元なるものの存在が浮上した。それまで発見された碑文の中に無名の紀元による年号があったが、そのいくつかはアゼス紀元によると考

えられるようになった。

しかし、王の称号を伴うアゼスの紀元は依然として見つからなかった。ところが、一九七八年、イギリスの学者ベイリイが発表したパキスタンのバジャウル出土の舍利容器の碑文にそれがついに現われた。

saṁvatśarae tṛeṣāṭhimae 20 20 20 3 maharayasa ayasa atidasa kar-tiasa masasae divasae ṣodasae

「亡き（atīta）大王（mahārāja）アゼスの63年」

もはやアゼス紀元の存在は疑う余地がなかった。アゼスが偉大な王であったために、その統治年（regnal year）はかれの後継者たちによって継続使用され、やがて紀元（era）となったのである。こうして、アゼス紀元こそヴィクラマ紀元にほかならないことが確実になった。

(二) カニシカはウェーマ・カドフィセスの子である

西暦一世紀ごろインドの西北部にクシャーナ（貴霜）という名の王朝が存在したことがインド考古学および中国の文献によって知られる。

クシャーナ朝はしばしば第一クシャーナ朝と第二クシャーナ朝にわけられる。同じクシャーナの名を帯びる王たちが、さまざまな特徴によって二つのグループに別れるからである。クジューラ・カドフィセスとウェーマ・カドフィセスの二人にはかれら独特の共通点があり、カニシカ、フヴィシカ、ヴァースデーヴァらにはクジューラらと相違する別の共通点がある。別の共通点として特記すべきものはカニシカ紀元の使用であろう。アゼス紀元の場合と同じように、カニシカの統治年がフヴィシカラによって継続使用されたのである。

二つのクシャーナ朝が発行した硬貨にも違いがある。第一クシャーナ朝は王の称号にギリシャ語とインド語の称号を用いたのに対し、第二クシャーナ朝はクシャーナ語の称号のみを用いている。また前者はギリシャ文字とカローシュティー文字を用いたのに、後者はギリシャ文字のみを用いている。前者は神像に名を付さなかったのに、後者は付している。

中国の史書『後漢書』によると、クジューラ・カドフィセス（丘就卻）とウ

エーマ・カドフィセス（闍膏珍）は父子である。では、カニシカはいったいかれらとどのような関係にあるのか。

その関係が最近アフガニスタンのラバタクから発見された碑文によって明らかになった。シムス・ウィリアムスによると、碑文の中につぎの記事がある。

「かれ（カニシカ）はつぎの諸王の像をも造るように命じた。曾祖父クジューラ・カドフィセス王（kozoulo kadphiso）、祖父ウェーマ・タクトウ（ooēmo taktoo）、父ウェーマ・カドフィセス（ooēmo kadphiso）、およびかれ自身」

これによって、クシャーナ王朝の初期の系譜がつぎのようであることがわかる。

クジューラ・カドフィセス——ウェーマ・タクトウ——ウェーマ・カドフィセス——カニシカ

ただし、新たな疑問が生じる。中国の史書はなぜ丘就歛と闍膏珍を父子としたのだろうか。

（三） シュバーカラデーヴァと作清淨師子王

昨年3月（平成8年3月）、奈良康明先生の御紹介でオリッサ仏蹟視察団に加わり、オリッサの仏蹟を見てきた。その報告書を作製するうちにオリッサ出土の仏教関係の碑文に面白いものがあるのを知った。やや旧聞に属するかもしれないが、日本の学界にはニュースになるかも知れないので、紹介する。講演では单一のテーマで話したが、本稿では二つのテーマ（（三）と（四））に分ける。

オリッサ州はベンガル湾に面し、後期仏教が栄えた場所である。1914年、オリッサ州カタック県の旧家が所蔵する銅板が碑文学者バナージーのもとにもたらされた。銅板には寄進文が刻まれており、寄進者の名は漢訳「四十華嚴」の献呈文に記されたインドの王の名と同じであった。

以下にバナージーの解読（R.D. Banerji : Neulpur Grant of Subhakara : the 8th year, Ep. Indica, Vol. XV, 1919-20, pp.9-5）を示し、私の試訳を付す。寄

進文は銅板の表と裏に合計34行、ブラークミー文字で記されている。バナージーは行ごとに番号を付しているが、本稿ではそれを無視し、内容によって八つ（I～VIII）に区分する。バナージーの古いローマ字表記は現代式に改める。かれが用いた記号 - や = は継承する。- は複合語の連結を意味し、= はアクシャラの連結（一文字を分解して、それを連結する）を示す。言葉はサンスクリット語であるが、しばしば文法上の誤りが見られ、ときに hyper-sanskritism (過度のサンスクリット語化) が見られる (e.g. śavda, vahmaṇa)。解説文中の [] は文字を補うことを意味し、() は文字を読み変えることを示す。(この = と [] は繁を避けてしばしば省略した)。役職名や特殊な用語を訳するにあたっては Sircar : Indian Epigraphical Glossary を参照した。

(I) om svasti / jaya-skandhāvārāt śubhadeva-pāṭakāt /

オーム。栄えあれ。勝利の陣営 (skandha-āvāra) シュバデーヴアの堤より。

(II) abhūd bhūpatir bhaumānvayād anvad* avāpta-janmā śarad-amala-
śāśadhara-kara-nikara-yaśo-rāśi-dhavalita-dig-ānanah pratāpa-
dahana-dagdh-ārāt-īndhanah sva-dharmm-āropita-varṇ-āśramah
paramopāsako nr (?) gatāpha (?) -nāmā śrī-kṣemāṅkaradevah /

かつて王ありき。バウマの家系に生を受け、秋の澄み渡る月の光の集積（に比しうる）名声の集積によって諸方を照し、威光の灼熱によって敵 (ārāti) を薪 (indhana) のごとくに焼きつくし (dagdha)，階級制度と住期制度を己れの道 (dharmma) となした (āropita)，最高の優婆塞，ヌリガターパなる（あだ）名の所有者シュリー・クシェーマンカラデーヴア。

*重複誤写であろう。

(III) śrī-bhara-saha-śavda-gīta-mahimā kāraṇ-ānurūpa-kāya-janmato pi-
tathā-vidha eva tad-ātmajah parama-tāthāgato narapatih śrī-
śivakaradeva-nāmā /

シュリー（女神）を支える（bhara）力あるものという（saha）タイトルと歌とで偉大であり、そのようになるに相応しい（anurūpa）身体をもって生れたが故にまさにそのような者となり、前者（シュリー・クシェーマンカラデーヴァ）の息子であり、最高の如来信奉者であるシュリー・シヴァカラデーヴァという名の王。

(IV) tato pi lavdha-prasavah̄ praśamit-ānucit-ādhipaty-ābhilāśi-durvṛtta-dāyāda-jan-ādhīyamāna-jagad-upaplavaḥ guna-vinaya-nidhiḥ prajā-pālana-tatpa[rah] parama-saugato mātā-pitr-pād-ānudhyātā mahārāja-śrī-śubhākaradevah̄ kuśalī /

かれからもまた世継ぎが生れた。不当な（anucita）権勢（ādhipaty）への欲望（abhilāśi）によって墮落した（durvṛtta）同族のやから（dāyāda-jana）が引き起こした（ādhīyamāna）世間の騒乱（upaplava）を鎮め（praśamita），美德と規律を備え，民衆の守護において最高の者であり，最高の善逝信奉者であり，母と父の足の上に頭を垂れるもの（anudhyātr）である，大王シュリー・シュバカラデーヴァが（生れた）。御機嫌うるわしくあらせられ*

*kuśalī の訳。Sircar によると，この語は王が命令を下したのは正常な判断力のもとにおいてであることを示す慣用句である。

(V) uttara-tosalyām varttamāna-bhavisyan-mahāsāmanta-mahārājarājaputrānta[ra]ṅga-kumāry-oparika-viṣayapati-tādāyuktaka-dāṇḍapāśika-sthānāntarikān anyān api rāja-pād-opajīvinaś cāṭa-bhaṭa-vallabha-jātiyām[n] / pāñcāla vubhyudaya-viṣayayoḥ mahāmahattara-vṛhadbhogika-pustapāl-ādy-adhikaraṇam yathārham mānayati samājñāpayati vodhayati ca veditam astu bhavatām etad viṣaya-dvaya-samvaddha-parvvata-dronī*-komparāka-grāma-dāṇḍāṅkiyoka-grāmau s-oparikaro[au] s-oddeśo[au] sarvva-pīḍā-varjitāv aikīkṛtya saloṇa-purādhivāsa iti

nāmadheyan kṛtvā mātā-pitrōr ātmanah sarva-satvānāñ c-ā-candr-ārka-kṣiti-samakālam punyābhivṛddhaye nānā-gottra-caranēbhyāś cāturvidya-vahmaṇebhyo yathānukramena

(大王シュリー・シュバーカラデーヴァは) 北トーサリの現在・未来の大官, 大王, 王子, 侍医? (antaraṅga, cf. Sircar, p.23), 王女, 州長官 (oparika, cf. Sircar, s.v. auparika, uparika), 郡長官, 副長官, 警察庁長官, 陣営設営官に対し, さらに他のもの, すなわち王の足下に仕える (upajīvin) 兵卒, 傭兵, 審臣の類に対し, またパーンチャーラおよびウビウダヤの両州の収入役長官, 徴税長官, 記録官などの行政局 (の人々) に対し, 応分の敬意を払い (mānayati), (つぎのように) 命令し, 了解せしめる。「卿らは了知せよ。この二つの州に属する七パルヴァタのコーンパラーカ村とダンダーンキヨーカ村は, (そこから徵収される) 特別税 (uparikara, cf. Sircar, p.352) を伴い, (その旨を記す) 標識を伴い, 一切の侵犯を禁じる布令を伴い, 一括して (aikīkrtya) サローナプラ住区と命名し, 母と父と, 自分自身と, および一切の衆生との功德が, 月, 太陽, 大地があり続けるかぎり (ā-candra-arka-kṣiti-samakālam) 増大するようにと, 種々の氏姓の行者たち, 四ヴェーダを修得したバラモンたちに (寄進される)。かれらの名は以下のとおりである (yathānukramena)。

*parvata は面積の単位。dronī は 7 を意味する。

(VI)*

(i) vahvṛca /

- (1) Keśavadeva, bhaṭṭa (2) Puruṣottama, bhaṭṭa (3) Vāñmana, svāmi (4) Sampūrnṇa, svāmi (5) Goṣṭhadeva, svāmi (6) Ravi-karadeva, bhaṭṭa (7) Sāyakaradeva, bhaṭṭa-caturthada (8) Udyotakaradeva, bhaṭṭa-caturthada (9) Prabhākara, bhaṭṭa (10) Bhāskara, bhaṭṭa (11) Harideva, bhaṭṭa (12) Vāsudeva, bhaṭṭa (13) Śatadamana, bhaṭṭa (14) Puruṣottama, svāmi (15) Pradyota, svāmi (16) Mahāvala, svāmi (17) Narasiṁha, svāmi (18) Ttrivi-kramacandra, svāmi (19) Paśupāla, svāmi (20) Padmanābha, svāmi

- (21) Govarddhana, svāmi (22) Śrīdhara, svāmi (23) Madhudikṣita
 (24) Risabha, svāmi (25) Candradeva, agnihotri (26) Śrīdhara, agni-
 hotri (27) Paritoṣa, bhaṭṭa (28) Bhavadeva, svāmi (29) Vāsudeva,
 svāmi (30) Utpala, svāmi (31) Jīvātmana, bhaṭṭa (32) Varadeva,
 bhaṭṭa (33) Kāmadeva (34) Keśava, svāmi (35) Mahādeva, svāmi
 (36) Gosthabhūti, svāmi (37) Prabhākara, svāmi (38) Govarddhana,
 svāmi (39) Śa(?)śicandra, svāmi (40) Śrīdharabhūti, bhaṭṭa (41)
 Lokabhūti, bhaṭṭa (42) Viṣṇu, chāttra, svāmi (43) ...mideva, svāmi
 (44) Sāṅga, svāmi (45) Śambhu, svāmi (46) Ttrivikrama, svāmi
 (46) Narakadeva, bhaṭṭa (48) Dūrvva, svāmi (49) Mādhava, svāmi
 (50) Vāmana, svāmi (51) U(?)rṇṇā,svāmi

(ii) evam vājasaneyi

- (52) [Sarvanā]ga, śrī-bhaṭṭa (53) Viṣṇuvarddhana, bhaṭṭa (54)
 Śāntivarddhana (55) Sthiravarddhana (56) Vṛṣabhavarddhana (57)
 Śubhalakṣaṇa (58) Harighoṣa (59) Śakradatta, bhaṭṭa (60)
 Pramoda, svāmi (61) Purandara, svāmi (61) Dāmodara, svāmi (63)
 Naradatta, svāmi (64) [Harṣada]tta, svāmi (65) Vatsadatta, svāmi
 (66) Divākara, bhaṭṭa (67) Dinakara, bhaṭṭa (68) Devakunḍa, bhaṭṭa
 (69) Harikuṇḍa (70) Deukkā, svāmi (71) Gomicandra, svāmi (72)
 Vasubhadra, svāmi (73) Risikeśva (74) Janārddana, svāmi (75)
 Vedaśarma, svāmi (76) Śrīdhara, svāmi (77) Puruṣottama, svāmi
 (78) Yajña, bhaṭṭa, svāmi (79) Daḍi, svāmi (80) Udayakunḍa,bhaṭṭa
 (81) Dāmodara, vaṭu (82) Śubhākara, svāmi (83) Puruṣottama,
 bhaṭṭa (84) Eḍu, svāmi (85) Pr̥thivī,svāmi (86) Thiro, svāmi (87)
 Dhruvadeva, svāmi (88) Nārāyaṇa, chātra, svāmi (89) Kumārabhūti,
 svāmi (90) Govinda, bhaṭṭa (91) Gosthadeva, svāmi (92) Dūrvvā-
 kūṭa, svāmi (93) Risiṇāga, svāmi (94) Manoratha, bhaṭṭa (95) Gā-
 ḍa, svāmi (96) Sthāvara, svāmi (97) Śudarśana, bhaṭṭa (98)
 Gāḍadeva, bhaṭṭa (99) Sthiradeva, svāmi (100) Vrahma, svāmi

(iii) evam chāndīśa

- (101) Aparadeva, bhaṭṭa (102) Rudradeva, svāmi (103) Mahādeva,

svāmi (104) Mādhava, agnihottri, svāmi (105) Daddā, svāmi (106) Bhaṇḍa, svāmi (107) Śitikanṭha, svāmi (108) Vanamāla, svāmi (109) Keśava, svāmi (110) Saṅka, svāmi (111) Kṣiroda, svāmi (112) Ṛsi, svāmi (113) Mandaradeva, svāmi (114) Madhusūdana, svāmi (115) Haradeva, svāmi (116) Śrīdhara, svāmi (117) Ma-ḥadeva, bhaṭṭa (118) Ttribhuvana, bhaṭṭa (119) Janārddana, bhaṭṭa (120) Bhavadeva, bhaṭṭa (121) Naṇṇākoṇā, svāmi (122) Kāhnadeva, bhaṭṭa (123) Govindadeva, bhaṭṭa (124) Śobhanadeva (125) Vovā, svāmi (126) dvitīya-Vovā, svāmi (127) Vellu, svāmi (128) Cachā, svāmi (129) Utpaladeva, svāmi (130) Kūrmma, svāmi (131) Vṛ-ṣabha, svāmi (132) Pruvadeva, svāmi (133) Guhadeva, svāmi (134) Edu, svāmi (135) Mādhavadeva, svāmi (136) Govindadeva, svāmi (137) Kāhnā, svāmi (138) Valabhadra, svāmi (139) Ṛṣibha, svāmi (140) Ṛṣikeśa, svāmi (141) Dhulāvṛta, svāmi (142) Edudhara, svāmi (143) Bhāskara, svāmi (144) Goraksita, svāmi (145) Paduma, svāmi (146) Dāmu, svāmi (147) Ṛsi, svāmi (148) [Dūrvva], svāmi (149) Śaṅkarabhūti, svāmi (150) Vāsudeva, chātra, svāmi (151) Bhayyā, agnihottri, svāmi

(iv) evam atharvva

(152) Bhavadeva, purohita, bhaṭṭa (153) Daddo, bhaṭṭa (154) Arggundā, svāmi (155) Daddā, bhaṭṭa, svāmi (156) Dāmodara, svāmi (157) Nārāyaṇa, svāmi (158) Valabha, svāmi (159) Valabhadra, svāmi (160) Padmanābha, svāmi (161) Vuddhu, svāmi (162) Dhāñi, svāmi (163) Indraśarma, svāmi (164) Hansadeva, svāmi (165) Bhāva, svāmi (166) Puṣya, svāmi (167) Bhūmideva, svāmi (168) Merudeva, svāmi (169) Bhavadeva, svāmi (170) apara-Valabhadra, svāmi (171) apara-Bhavadeva, svāmi (172) Ghādi(?), svāmi (173) Govinda, svāmi (174) Soma, svāmi (175) Varppaṭa, svāmi (176) Gayādhara, svāmi (177) Haladhara, svāmi (178) Mālādhara, svāmi (179) Keśavavivma, svāmi (180) Mahidhara, svāmi (181) Vovā, svāmi (182) Bhava, svāmi (183) Śitala, svāmi (184) Candra, svāmi

- (185) Dāmodara, svāmi (186) Meru, svāmi (187) Bhāda, svāmi
 (188) Sāgara, svāmi (189) Ādhakadaddā, svāmi (190) Dhruva, svāmi
 (191) Kakkā, svāmi (192) Madhusūdana, svāmi (193) Avaditadaddā,
 svāmi (194) apara-Śitala, svāmi (195) Madhusūdhana, bhaṭṭaputra
 (196) Śivadeva, bhaṭṭaputra (197) Pusya, hanḍikāpati, svāmi (198)
 Āpa, svāmi (199) Pr̥thivi, svāmi (200) Jīvāmanda(?), svāmi (201)
 Varuṇa, svāmi

Rṣi-svāmibhyah̄ ekattra vrahmaṇa-śata-dvayāya tāmrapat̄ten = ākar-
 atven = āsmābhīḥ pratipādito / Stad esās padatti dharmma-gauravāt
 bhavadbhiḥ paripālanīy = eti / samvat 8 mārga vadi 20 3 /

われらは（上記の）リシ・スヴァーミたち、総計200人のバラモンたちに、
 銅板（の記録）をもって、また税金免除をもって（akaratvena）、（寄進を）
 おこなう。卿らは法に対する尊重によってこの寄進（tad esā pradattir-）を
 保護すべきである。第8年、マールガ月、黒分23日。

* 名前のカタカナによる表記は省略する。

寄進を受ける者たちはつぎの四群に分かたれている。

- (i) リグ・ヴェーダを修めた者 (Vahvṛca [Bahvṛca]) (1)～(51)
- (ii) ヤジュル・ヴェーダを修めた者 (Vājasaneyi) (52)～(100)
- (iii) サーマ・ヴェーダを修めた者 (Chāndīśa [Chāndasa]) (101)～(151)
- (iv) アタルヴァ・ヴェーダを修めた者 (Atharvva) (152)～(201)

人名の番号は私が付したものである。201番まであるが、寄進文には総計200人
 とある。どこかで一人の名を二人の名と読み誤った可能性がある。126番の
 dvitiya は「第二の」、170番、171番の apara は「他の」を意味するであろう。
 名前には敬称や職名が付されているが、bhaṭṭa, chātra, agnihotri は名前の前
 に、svāmi は後に付けられている。本稿ではそれらをすべて名前の後に配した。

(VII) uktañ ca dharmma-śāstre vahibhiḥr vasudhā dattā rājabhiḥ sagar-
 ādibhiḥ / yasya yasya yadā bhūmis tasya tasya tadā phalam /
 mā bhūd aphala-śāṅka vah̄ para-datt = eti pā[r]thivā[h] /
 svadānāt phalam ānanyam paradatt-ānupālane / ṣaṣṭimṁ varṣa-
 sahasrāṇi svarge modati bhūmidah̄ / ākṣeptā tānumantā (tv =

anumantā) ca tāny eva narakam̄ vaset / vahun = ātra kim uktena
saṁkṣepād idam ucyate / svalpam ayuḥs (āyuś) calā bhogā dhar-
mmo loka-dvaya(ye) kṣayah /

法典に（つぎのように）説かれている。「サガラを初め多くの王が土地を寄進した。土地は誰が所有しようと、いつ所有しようと、その時に実りをもたらす。他人に施与したものから実りはあるかという疑いがあなた方にあってはならない、王たちよ。自分のものを施与することからは無限の実りがもたらされる。他人に施与されたものを守ることにおいても（同様である）。土地を与える者は六万年も天で喜びを味わう。反対に、害をなす者、それに同調する者は、同じ年月を地獄で過すだろう。ここで多くのことをいって何になろう。一言でいえば、こうである。害をなすこと楽しむ者には (calā-bhoge) 寿命は甚だ短く、徳は二世（現世・来世）にわたって朽ちたるものとなる」*

*「法典」の文は四つのシュローカから成っている。

(VIII) dūtako = ttra mahāksapatālādhikaran-ādhikṛta-samudradattah /
likhitam̄ mahāksapatālīka-bhogi[ka]-vrahmadattena / tāpitam̄
petṭapāla-nārāyaṇena / utkīrṇṇam̄ taṭṭhakāra-edadattena //

この（王勅）において（王勅の）伝達者は大法務局 (maha-aksapatāla-adhikarana) の局員サムドラダッタである。大法務局員ブラフマダッタによって書かれた。記録保管係ナーラーヤナによって鍛煉された。金属細工師エーダダッタによって刻まれた。

バナージーがこの寄進文を発表するやいなや、フランスのインド学者シルヴァン・レヴィが直ちに一文をものし (S. Lévi : King Subhakara of Orissa, Ep. Indica, Vol. XV, 1919-20, pp. 363-364), 寄進者の名である「最高の善逝信奉者・大王シュリー・シュバーカラデーヴァ」は漢訳仏典「四十華嚴」末尾の献呈文の中の「烏荼国（=オリッサ）の最勝善逝法者・吉祥自在作清淨師子王」のことである可能性を指摘した。時代的にも符合する。バナージーは文字の特徴から寄進文の年代を西暦八世紀末に帰せしめたが、烏荼国王が唐の徳宗にこ

の経典を献呈したのがまさにそれと同じころ、貞元十一年（西暦795年）であった。

「四十華厳」の献呈文はつぎのとおり。和訳は拙論「オリッサ州の仏教遺跡」（東海大学文学部紀要、1997）pp. 8-9で試みたので、ここでは省略する。注意すべき言葉に傍点をつけておく。

南天竺烏荼国深信最勝善逝法者修行最勝大乘行者吉祥自在作清淨師子王
上獻摩訶支那大唐國大吉祥天子大自在師子中大王手自書寫大方廣佛華嚴經
百千偈中所說善財童子親近承事佛刹極微塵數善知識行中五十五聖者善知識
入不思議解脫境界普賢行願品謹奉進上伏願大国聖王福聚高大超須彌山智慧
深廣過四大海十方国土通為一家及書此經功德願集彼無量福聚等虛空界一切
世界海無盡衆生界一切皆如善財童子得佛正見具足智慧見不可思議真善知識
咸生歡喜得佛廣大普光明照離諸貪著成就無垢普賢菩薩最勝行願伏願此大乘
經典進奉功德慈氏如來成佛之時龍華會上早得奉觀大聖天王獲宿命智瞻見便
識同受佛記盡虛空遍法界廣度未來一切衆生速得成佛

貞元十一年十一月十八日進奉梵夾（以下略）（『大正藏』第10巻、848中～下）

シュバーカラデーヴァと自在作清淨師子が同一人物であることは間違いないだろう。この王は「四十華厳」によれば熱烈な仏教信者である。一方、刻文によれば、二百人のバラモンに土地を寄進している。これは宗教に対するインドの王の伝統的な寛容さを示すものであろう。また「四十華厳」によれば、かれは華厳經の入法界品に関心を持っていたことがわかる。ときあたかも華厳思想が世界的なブームを起こしていた。日本では奈良の東大寺に華厳思想にもとづく大佛が作られ（八世紀）、インドネシアではボロブドゥールに善財童子の求法を彫刻した大塔が作られた（九世紀）。この塔を作ったシャイレンドラ王朝はオリッサから移住したものの子孫らしい。

刻文の文体にはアショーカ王の刻文を思わせるものがある。「日月が続くかぎり」（サンチー小石柱刻文）。「諸王子、諸王孫、諸曾孫も劫の終わりまでこの法の実行を増進せしめ」（十四章摩崖法勅、第四章）。「現世と来世に関する[果を生ずる]からである」（同、第十三章）。「天愛はかように告げる。サマー

パーにおける都市執義官である大官はかように命じられなければならない」(別刻摩崖法勅, 第一章)。「卿らに知らしめて」(同, 第二章)。オリッサ州のダウリおよびジャウガダのアショーカ王刻文の文体が伝統になって影響を与えているのだろうか。なお, 刻文の過剰なまでの修飾文は「四十華嚴」末尾の献呈文のそれに通じる。

(四) 佛教寺院のデーヴァダーシー

1908年ごろオリッサ州の佛教遺跡ラトナギリから文字を記す三枚の銅板が発見された。それらは異なる三人の手に渡ったが, ミトラ女史らの努力で三枚全体の内容がまとめて知られるに至った (D. Mitra : Ratnagiri Plates of Somavamsi Karna, Ep. Indica, Vol. XXXIII [1959-60], pp. 263-266; D.C. Sircar : Note on Ratnagiri Plates of Somavamsi Karna, ibid., pp. 269-274)。銅板の片側には穴が開けられていたが, 三枚の銅板はこの穴によって綴じられていたらしい。文字は一枚目と三枚目の場合は片面にだけ, 二枚目の場合は両面に記され, 全体で68行あった。文字は12世紀頃のプラーフミーで, 内容は下賜文である。

文の形式は前出の寄進文とほとんど変わらない。はじめに先祖の名を列挙し, 28行目以下に寄進者カルナデーヴァ王の人となりを述べ, 33行目以下にコーナー村を種々の特典とともにカルプーラシュリーという女に下賜することを述べ, 48行目以下に寄進者には福が訪れ, 妨害者には墮地獄が待つという警告文をのせ, 66行目に日付を記し, 最後に刻字者の名をあげる。寄進文から知られるこの王家(ソーマヴァンシー朝)の系譜は Janamejaya—Yayāti—Bhīmaratha—Dharmaratha—Naghusa—Yayāti—Udyotakesarin—Janamejaya—Purañjaya—Karna(deva) である。

この下賜文から誰が誰に何を下賜するかという部分をあげてみよう。

(行 28-31) tasy = ānujo nija-bhuj-ārjjita-śaurya-sūrya-praudha-prabhā-śamita-śatru-yaśah-śaśāṅkah / sri-karnadeva-nṛpatih kṣitipāla-mauli-samīlīna-ratna-caya-cumvi(mbi)ta-pāda-pīṭhah // tri-bhuvana-kutīra-patāle sarpati nijakīya-kīrtti-valli(lī = ī)yam /

yasya samunnati-bhājam bhuja-yuga-nihśri(śre) ḥikām śritvā //

かれ（プランジャヤ王）の弟にして、自らの（nija）腕で獲得した（ar-jita）強烈な（saurya）日の光の（praudha）ような威光で敵を鎮めたという評判をもち、（しかも）月（のように涼やかで美しい）シユリー・カルナデーヴァ王。（他の）王たちの頭を飾っていた（samlinā）^{あまた}数多の宝石に口づけされた（=他の王から奪った宝石を取りつけた）足置き（の所有者）。三界という家の屋根を自家の名声というかの（iyam）つる草（vallī）が這い上がっていく。かれの両腕が作りなす天に導くはしごを登って。

(行 31-33) svasti / śrī-yayātinagarāta(nagarāt) / paramamāheśva-ra-paramabhattāraka-mahārājādhirāja-parameśvara-soma-kula-ti-laka-tri-kaliṅgādhipati-śrī-mahāśivaguptarājadevah kuśalī /

栄えあれ。シユリー・ヤヤーティの都より。最高のマヘーシュヴァラ信奉者、最高の主権者、大王、王の王、最高の自在者、ソーマ家の飾り、三カリンガの君主、シユリー・マハーシヴアグプタ王。御機嫌うるわしくあらせられ、

(行 33) uttara-tosā(sa) līya-vra(bra) hmo(hme?) -atthāvīsa-khaṇḍa-sam-konā-grāmah / (中略)

(行 41-43) utkaladeśīya-śrī-salonapura-mahāvihāra-vinirggatāyai / kāsyā(śya) pa-sagotrāyai / try-ārṣa-pravarāyai / udayamatī-nāmnyāḥ pautryai / mahārī-māhūṇadevī-nāmnyāḥ putryai / rānī-śrī-karppūraśrī-nāmnau(mnyai) / (中略)

(行 45) sampradatta ity = avagatya /

北トーサリのバラモンのアッタヴィーサ・カンダ地区*に属するコーナー村がウトカラ国（シユリー・サローナプラ）の大僧院の出身で（vinirggatā），カーシャパ姓に属し，三聖仙を祖先にもち，ウダヤマティーという女の孫であり，遊女マフーナデーヴィーという女の娘である妃シユリー・カルプーラシユリーという女に下賜されることに決し，……

* 「アッタヴィーサ・カンダ」は元来、28カンダ（カンダは面積の単位）を意味する。この地区はバラモンの地区だったようであり、カルナ王はバラモンに「敬意を表してから」(āpūjya)，その地区の一部であるコーナー村をカルプーラシュリーに与えるのである。

カルナデーヴァ（デーヴァは王を意味するので、以下「カルナ王」と呼ぶ）は都ヤヤーティから命令を発している。ヤヤーティはカルナ王の祖先の一人ヤヤーティにちなんで名づけられたソーマヴァンシー朝の都である。現在のジャジブル（Jajpur）市である。ソーマヴァンシー朝はシヴァ神（マヘーシュヴァラ神）の信奉者であった。カルナ王は「最高のマヘーシュヴァラ信奉者」を名乗り、「シュリー・マハーシヴァグプタ王」の別名をもっていた。オリッサ州の現在の首都ブヴァネーシュバルにある有名なシヴァ寺院リンガラージャはこの王朝のとき（c. 1060 A.D.）に作られた。

カルナ王から破格の下賜を受けたカルプーラシュリーはいったい何者か。彼女は妃（rāṇī）と呼ばれているから、カルナ王の妃の一人かも知れない。しかし、一方でサローナプラ（プラは「町」の意）の大僧院の出であるといわれている。サローナプラの名はすでにバウマ（バウマカラ）朝のシュバカラデーヴァ王の寄進文に登場する。それは二百人のバラモンに寄進された土地につけられた名であった。僧院といえば仏教の建物であるが、サローナプラには仏教の建物も立っていた（立つようになっていた）のであろうか。

この女はこの僧院とどんな関係があるのだろう。ミトラ女史は「彼女はサローナプラの僧院からきたといっているから仏教徒である」とのべている。サローナプラは現在のソーランプル（Solampur）であるとされる。それはジャジブルから二マイルほど離れており、ミトラ女史によれば、そこから大乗仏教や金剛乗の仏像が豊富に出土している。

サルカルはカルプーラシュリーを遊女とする。カルナ王の下賜文の「遊女マフーナデーヴィー」はじつはサルカルの読みである。かれ以前にミトラ女史が mahārimā-hūnadevī と読んで、フーナ族（hūna）と関係があるように考えたのに対し、サルカルは mahārī-māhūnadevī と読んで、mahārī を遊女を意味するオリヤー語に関係させたのである。そしてカルプーラシュリーが遊女の娘であるなら、彼女の出自の提示がふつう行なわれるよう父や祖父との関係に

よってではなく、母や祖母との関係によって行なわれている理由がよく理解できるという。

こうして彼女がデーヴァダーシー（神のそばめ）の家系の出身であることが確かになった。デーヴァダーシーはヒンドゥー教の神殿に仕えながら、ときに売春を行なっていた。だからこの一家は代々、私生児を生んだのである。デーヴァダーシーの中には王の相手を務めうるほど教養の高いものもいたらしい。カルプーラシュリー自身もデーヴァダーシーであって、王の寵愛を受けたのであろう。

ところで下賜文には彼女がサローナ大僧院からきたと記されている。サルカルは彼女がデーヴァダーシーであることを確信しながらも、彼女が仏寺に属していたと考えることができず、ヒンドゥー教の寺院に属していたと考えた。そのためにかれはマハーヴィハーラ（大僧院）という言葉は地名にすぎないと考えた。現在のビハール州の名がヴィハーラ（僧院）の名からきた地名であるのと同然であるというのである。

しかし、かれはのちにインドラジーの論文 (*Bhagwanlal Indraji: An inscription at Gayā dated in the year 1813 of Buddha's Nirvāna, Indian Antiquary, Vol. X, 1881, pp. 341-347*) を読み、仏寺にもデーヴァダーシーがいたことを認めた (*Devadāsīs in Buddhist Temples, Ep. Indica, Vol. XXXV [1963], pp. 97-98*)。インドラジーによると、ガヤーのヒンドゥー寺院（スリヤ寺院）の壁に一つの碑文がはめこまれていた。内容は仏寺への寄進を記すものなので、碑文はどこかの（ボドガヤの？）仏寺から運ばれてきた、あるいはこの寺院はもと仏寺だった、ということなどが考えられる。寄進文は25行、15詩節からなる。第1詩節に三宝への帰命があり、第2詩節にカマー (Kamā) という地名があり、第3—6詩節に寄進者の先祖を讃える文があり、第7—8詩節に寄進者プルショーッタマを讃える文がある。

プルショーッタマはカマー（ヒマラヤ地方？）からガヤーへ来て寄進を行なったものらしい。第9—13詩節に香堂の建設のことが述べられている。第14—15詩節には寄進文の製作に携わった人の名があり、その後に日付がある。このガヤー寄進文から本稿に関わる部分を抜粋して訳してみる。番号は詩節の番号である。

(1) Om namo buddhāya śuddhāya namo dharmmāya śarmmaṇe namah
saṅghāya simhāya laṅghanāya bhavāmbudheḥ //

オーム。清浄なるブッダに帰命する。庇護所なる法に帰命する。獅子なるサンガに帰命する。存在の海 (ambudhi) を超えんがために。

(9) so yam draṣṭum iv = ottamam jinapuram yātasya punyātmāno
ratnaśrī-duhituh sutasya ca tathā māṇikyasimhasya hi / puny-oddeśa-
vaśāc = cakāra rucirām śauddhodaneḥ śraddhayā śrīmad-gandhakuṭīm
imām iva kuṭīm mokṣasya saukhyasya ca //

かれ（プルショーッタマ）は娘ラトナシュリーの息子、逝ける徳高き息子マーニキヤシンハが（至ったであろう）最高の天界 (jinapura, インドラジーによる) を見るためであるかのように、（自らの）徳を回向して、信心こめて、シュッドーダナの息子（佛）のかの麗しき香堂に比すべき解脱と安楽の室を作った。

(10) asyāḥ santata-kānti-śānta-naraka-dhvānt-ākṛiteḥ kāntivān /
śiksā-koti-vicakṣanāḥ svavahito-dhiṣṭhāya niṣṭhāparah pr̥thvī-
maṇḍala-maṇḍanasya ca kamā-cakrasya rājño gururvvikhyātaḥ khalu
dharmmaraksita-yatiḥ karmmāntaran nirmmame //

この室はその恒常の光によって地獄の闇をも消すような様を呈している。輝かしい人、無数の学問を修めた人、注意ぶかい人 (sv-avahita)，完全な知識をもった人 (niṣṭhāparah)，大地の飾りともいいうべきカマーの國の王のまさに師として名高い人、ダルマラクシタ行者が監督して (adhisthāya) (その室の) 工事を完成させた。

(11) prakhyātām hi sapādalakṣa-śikhari-kṣmāpāla-cūḍāmanīm śīlaiḥ
śrīmad-aśokacallam api yo natvā vinīya svayam / atra cchinda-
narendram indra-sadr̥śam bhraste muneh śāsane sthityoddhāram asau

cakāra paramāścaryyam kalau durjjaye //

サバーダラクシャ山*の、髪り飾りのように輝かしい、シュリーマッド・アショーカチャッラ王 (kṣmāpāla) にもかれ（フルショーッタマ）は（自らの）徳をもって (śilaiḥ) 挨拶し（許可を得て？ natvā），自らを整えて、そこの（ガヤーの？）インドラにも似たチンダ王 (Chinda) に（挨拶し？），ムニの教えがすたれています (bhraṣṭe) ので，決然として (sthityā) 建造 (udhāra) をおこなった。克服しがたい悪世 (kali) においては全く奇特なことである。

* インドラジーによると、Sivālika hills の古名。

(12) pūjāḥ pūjyatamasya pañcamagatair-vvādyais trisandhyam sadā rambhā-sannibha-bhāvinībhir abhito cetībhir atyadbhutam nr̄tyantibhir anaṅga-laṅgima-gatair ggītādi-raṅgair imā yasmāt santi hi śāsane bhagavataḥ satkāravisphāritāḥ //

供養るべき最勝の方への供養は常に日に三度，第5音調を伴う楽器でもって，また娼婦 (rambhā) にまごう淑女 (bhāvinī) たちによって，絶妙に踊るはしため (cetī) たちによって，愛欲の結合を伴う歌などの余興によってなさるべきである。なぜなら世尊の教えにおいては真実のおもてなし示されるべきだから。

(13) divy-āhāra-visāri-satra-vahanāny atraiva ramyāḥ prapāḥ prāyah-paṇḍita-vṛnda-maṇḍitam idaṁ c=ākhaṇḍitam śāsanam aśrāntam nava-karmma sarvata itaḥ śrīcakravāde yato buddhānām vividhāni santi bahudhā kr̄tyāny aho nityaśah //

聖なる食べ物を配る布施の館がまさにここにある。心地よき給水所も。優れた学者が集って輝かすところのかの不朽の教えがある。倦むことを知らぬ（人たちの）新しい仕事がここシュリー・チャクラヴァーダには至るところにある。なぜなら佛たちの所作は種々の形で数おおく，ああ絶える

ことなく存在するからである。

(14) - (15) には、シュリー・マンジュナンディンが讚嘆文 (praśasti) を作り、書記頭インドラナンディンが書き、彫師ラーマが刻んだことが述べられている。このあとにつぎの日付がつづく。

bhagavati parinirvṛte samvat 1813 kārtika vadi 1 budhe
世尊が涅槃してより1813年、カールッティカ月、黒分1日、水曜日。

インドラジーはこの佛紀1813年が西暦の何年に当るかを探求する。寄進文にアショーカチャッラなる王の名があるが、他のある碑文にこの王の時代に属する「ラクシュマナ紀元74年」の日付がある。ラクシュマナ紀元は西暦1109年に始まるから、ラクシュマナ紀元74年は西暦1182年である。佛紀1813年と西暦1182年はともにアショーカチャッラ王の時代の年であるから、佛紀の開始年は引き算 (1813 - 1182) によって西暦前632年と算定される。

ここでこの碑文もあげておこう (Bhagwanlal Indraji, op. cit., p. 346)。

namo buddhāya / / deyadharmaṁ yam̄ pravara-mahāyāna-yāyinah̄
param-opāsakasya jinendra-caraṇa-ravinda-makaranda-madhukara……
kāranrpati……nrpati-garuda-nārāyaṇa-ripi-rāja-matta-gaja-simha-nik-
hila-mahīpāla-janak=ety=ādi nija-niścita-praśasti-samalaṅkrta-sapādala-
kṣa-śikhari-khasa-peśa-rāj-ādhirāja-śrīmad-aśokacalla-deva-kanīṣṭha-bh-
rāṭr̄ śrīdaśaratha-nāmadheya-kumāra-pāda-padm-opajīvi-bhāṇḍāgārika
satya-vrata-parāyan̄-āvinivarttaniya-bodhisatva-carita-kṣatri-mamḍala
dīpa-śrīsaḥaṇasāva-nāmadheyasya mahattaka-śrī-cāttabrahma-putrasya
mahāmahattaka-śrīmṛsi-brahma-pautrasya yad atra punyam̄ tad bha-
vatv ācāry-opādhyāya-mātā-pitr̄-pūrvvaṅgamam̄ kṛtvā sakala-satva-
rāśer anuttara-jñāna-phal-āvaptaya iti / / śrīmal-lakṣmaṇasena-deva-
pādānām atīta-rājñye sam̄ / 78 vaiśākha vadi 12 gurau

仏に帰命する。この寄進は最高の大乗行者であり、最高の優婆塞であり、

ジネーンドラの*足の蓮の花粉に（集う）蜜蜂……王……王、「ガルダに乗ったナーラーヤナ神のような王」「敵王に対し狂象（さかりのついた象）に対する獅子のように（泰然とした）王」「全ての王の父のような王」などという、自らの力で積み重ねた名声で飾られた王、サパーダラクシャナ山のカサ（Khasa）の飾りのような王、統王、シュリーマッド・アショーカチャッラ王、（この王の）弟君であるシュリー・ダシャラタという名の王子（kumāra）の蓮のような足の下に仕える財務官（bhāndāgārika）であり、真実と誓いを守るものであり、不退転の菩薩の行を行なうものであり、クシャットリの世界の灯であり、シュリー・サハナサーヴァなる名をもち、マハッタカ・シュリーチャーッタ婆羅門の息子であり、マハーマハッタカ・シュリー・ムリシ婆羅門の孫である（私のものである）。

*「ジネーンドラの」から「統王」までが「シュリーマッド・アショーカチャッラ王」にかかる。

寄進者はクシャットリ姓に属するサハナサーヴァという男であるが、みずからを「最高の大乗実践者」(pravara-mahāyāna-yāyin)、「最高の優婆塞」(paramopāsaka)と名乗っている。本稿（三）で取上げた烏荼の王が「修行最勝大乗行者」を名乗っていたことに注意しておこう。

インドラジーは詩節12の bhāvinī という言葉に注を施している。「bhāvinī は寺院に属し、歌ったり、踊ったりする少女である。cetī は寺院に属する maid-servant であり、bhāvinī に加わって歌うほか、ある種の卑しい仕事をする。このような女たちは南インドや東インドのバラモン寺院ではいまでも使われている。彼女らは道徳的にはなはだルーズで、このような女が12世紀の仏教寺院に使われていたことは仏教の堕落を示すものである」

私はバールフトの彫刻を連想する。給孤独長者が仏に祇園を布施する場面を示す彫刻があるが、そこに1つの建物が表わされ、その上方に香堂（kutī）という文字が刻まれている。また、ある彫刻にはインドラの宮殿で仏髪が供養される情景が表現されている。仏髪の前では女たちが演奏したり踊ったりしている。仏髪は仏の世俗時代の遺物であるが、このような彫刻を見る一般信者の中には、これと同じ雰囲気を成道後の仏の私室である香堂にも結びつけて考えるものがいたかも知れない。